


福島県の農業の経営継承に関する相談窓口

福島県農業経営・就農支援センターと県農林事務所が農業の経営継承に係る相談窓口となっております。また、市町村や農業委員会、JA等でも相談対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

▼農業経営・就農相談窓口【県域】

名称	所在地	電話番号	備考
福島県農業経営・就農支援センター <small>県内どの地域のご相談も対応いたします</small>	福島県農業担い手課	福島市中町8-2 福島県自治会館1階	024-521-8676 (FAX) 024-521-7437  県庁外来駐車場 (センターにて駐車券に押印します)
	福島県農業協同組合中央会担い手支援課 (JA福島担い手サポートセンター)		
	福島県農業会議		
	福島県農業振興公社		
			受付時間 (平日) 8:30~17:15

▼農業経営・就農相談窓口【地域】

名称	所在地	電話番号	備考
県北農林事務所	農業振興普及部	福島市杉妻町2-16	024-521-2609 福島市、川俣町
	伊達農業普及所	伊達市保原町大泉字大地内124	024-575-3181 伊達市、桑折町、国見町
	安達農業普及所	二本松市金色424-1	0243-22-1127 二本松市、本宮市、大玉村
	就農コーディネーター(県北)	福島市杉妻町2-16	070-8801-4416 県北農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00
県中農林事務所	農業振興普及部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1310 郡山市
	田村農業普及所	三春町大字熊耳下字荒井176-5	0247-62-3113 田村市、三春町、小野町
	須賀川農業普及所	須賀川市花岡34-2	0248-75-2180 須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、 玉川村、平田村、浅川町、古殿町
	就農コーディネーター(県中)	郡山市麓山1-1-1	070-8801-4417 県中農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00
県南農林事務所	農業振興普及部	白河市昭和町269	0248-23-1565 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
	就農コーディネーター(県南)		070-8801-4418 県南農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00
会津農林事務所	農業振興普及部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5306 会津若松市、磐梯町、猪苗代町
	喜多方農業普及所	喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	0241-24-5743 喜多方市、北塩原村、西会津町
	会津坂下農業普及所	会津坂下町大字見明字南原881	0242-83-2112 会津坂下町、湯川村、柳津町、 会津美里町、三島町、金山町、昭和村
	// 金山普及所	金山町大字川口字上町656-1	0241-54-2801 金山町、昭和村
就農コーディネーター(会津)	会津若松市追手町7-5	070-8801-4419 会津農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00	
南会津農林事務所	農業振興普及部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5264 南会津町、下郷町
	// 南郷普及所	南会津町山口字村上842	0241-72-2243 南会津町、檜枝岐村、只見町
	就農コーディネーター(南会津)	南会津町田島字根小屋甲4277-1	070-8801-4420 南会津農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00
相双農林事務所	農業振興普及部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1149 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村
	双葉農業普及所	富岡町小浜481	0240-23-6474 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
	就農コーディネーター(相双)	南相馬市原町区錦町1-30	070-8801-4421 相双農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00
いわき農林事務所	農業振興普及部	いわき市平字梅本15	0246-24-6162 いわき市
	就農コーディネーター(いわき)		070-8801-4422 いわき農林事務所管内全域 受付時間(平日) 9:00~17:00

注：福島県農業振興公社の就農コーディネーターは、各農林事務所農業振興普及部に配置されています。

JAグループ福島でも相談対応を行っています。

JAふくしま未来(福島地区・伊達地区・安達地区・そうま地区)、JA福島さくら(郡山地区・たむら地区・いわき地区・ふたば地区)、JA夢みなみ(すかがわ地区・しらかわ地区・いしかわ地区)、JA東西しらかわ、JA会津よつば(みなみ地区・あいづ地区・いいで地区・みどり地区)

こちらもぜひご確認ください！

(公財) 福島県農業振興公社就農支援センター
<http://fnk-syunou.jp/>



福島県で農業しよう!「ふくのう(fukunou)」
<https://start-fukuagri.jp/>



農業の経営継承 ハンドブック

農業経営の
継承を
どのように
進めればいい?



農業経営を
親族・第三者に
移譲したい



農業経営を
親族・第三者から
継承したい



就農から農業経営発展までのワンストップ支援窓口

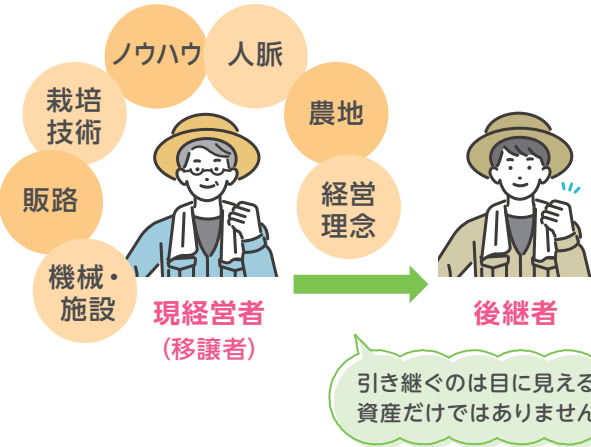
福島県農業経営・就農支援センター

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館1階
TEL 024-521-8676 FAX 024-521-7437 E-mail syunou-keiei@start-fukuagri.jp

(令和7年3月発行)

農業の経営継承とは？

農業経営に必要となる農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術・ノウハウ・人脈などの無形資産を次の世代に引き継いでいくことです。



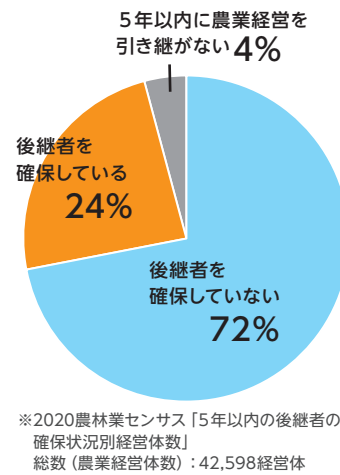
なぜ経営継承を考える必要があるの？

後継者のいない農家が70%以上を占めている

2020農林業センサスによると、福島県内の農家のうち、

72%の農家が後継者を確保していない状況

そのまま廃業となれば、担い手の減少による農地の荒廃や地域農業の衰退が懸念される



経営の継承には時間がかかる

スムーズな経営継承を実現するためには、準備段階から実行段階まで、現経営者と後継者が様々なことを話し合う必要があるため、時間がかかります。早めに、計画的に取り組んでいくことが重要です。



具合が悪くなってからでは準備や話し合いに十分な時間をとることができません。元氣なうちに考えることが大切です。

経営継承の種類とメリット・デメリット

親族内継承

現経営者の子、孫、その配偶者など親族内の後継者に継承すること



◆ メリット ◆

- ・心情的に受け入れやすい
- ・贈与や相続により資産を引き継げる

◆ デメリット ◆

- ・心情に負けて、資質不足の後継者に継承される可能性
- ・親族内の対立が起こることもある

■ 農業経営・就農支援センターに寄せられた親族内継承相談の事例

- ・これから就農する息子に経営を譲りたい
- ・既に就農して専従者となっている子に経営を引き継ぎたい
- ・娘の夫が後継者となった節税や今後の継承をスムーズにするため法人化と経営継承をセットで実施したい

第三者継承

現経営者の親族以外の者に継承すること「親族以外の者」の例として、従業員、新たに農業経営を始める新規就農者、地域内の別の農業法人、農業参入を考えている企業など様々なケースがある



◆ メリット ◆

- ・多数の候補者から後継者を選定できる
- ・従業員などの場合は、事業内容を理解しているため取引先などに対する安心感がある
- ・譲渡などにより現経営者は現金などを手にできる
- ・後継者は初期投資を抑えて農業経営を開始できる

◆ デメリット ◆

- ・親族内継承と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある
- ・資産、株式を買い取る資金力がない場合がある
- ・候補者がいない場合は継承まで時間がかかることが多い
- ・後継者が見つからない可能性がある

■ 農業経営・就農支援センターに寄せられた第三者継承相談の事例

- ・離農する農家の経営を引き継いで就農したい
- ・後継者がいないため第三者である従業員へ法人経営を引き継ぎたい
- ・後継者がいないため就農を希望する第三者へ経営を譲りたい
- ・仕事上お付き合いのある農家が体調不良により離農するため、企業として経営を引き継いで農業参入したい

経営継承に向けたフローチャート

～経営継承に向けて、自身の経営の状況や考えを整理してみましょう！～

何年後に農業の引退を考えていますか？

5年以内

5～10年以内

10年以上先

引退後の農業経営について家族で話し合っていますか？

話し合っている

話し合っていない

なるべく早めに話し合いをしましょう

家族との話し合いを踏まえ、自身の引退後、農業経営をどうしたいですか？

親族に継承したい

第三者に経営の一部または全体を継承したい

第三者に農地のみを引き継ぎたい

廃業したい

親族内継承

経営継承計画の作成など、継承に向けて準備を進めていきましょう

※継承する資産は農地や樹園地だけでなくそれ以外の資産（機械施設や技術など）を含めるイメージ

第三者継承

経営継承計画の作成など、継承に向けて準備を進めていきましょう

※継承する資産は農地（水田・畑・樹園地など）のみのイメージ

農地の引受先について、市町村農業委員会などの行政機関や地域内の担い手等に相談して対応しましょう

農地の引受先や機械の処分などについて、行政機関や地域内の担い手等に相談して対応しましょう

引き継いでくれる候補者（新規就農者、従業員、地域内の担い手等）はいますか？

いる

いない

経営継承計画の作成など、どのように進めていかわからない場合は県農林事務所や農業経営・就農支援センターへご相談ください

第三者継承

経営継承計画の作成など、継承に向けて準備を進めていきましょう

第三者継承

県農林事務所や農業経営・就農支援センターに相談しましょう（相談の内容により、継承資産や条件などを整理し、継承者の募集やマッチング支援を行います）

* 支援機関に相談する際は、パンフレットの6、7ページ目の資料に事前に記入の上、ご持参いただくと、支援機関が相談者の方の状況や支援要望などを把握しやすくなります。そのほか、現在の状況や継承する内容の整理にご活用ください。

農業の経営継承におけるポイント

POINT 01 まずは家族内で話し合うこと

- ・農業経営をどうしたいのか？
- ・継承する場合、いつ、誰に、何を、どのように継承するのか？
- ・継承後、現経営者の経営への関わり方はどうなるか？
など、まずは家族内でよく話し合しましょう。

家族だけで話が進まない場合は支援機関（行政、JAなど）に間に入ってもらうながら進めましょう。

注意! 第三者への継承を進めている最中に、親族が経営継承を希望し、トラブルになることがあります。
特に法定相続人の方には、継承意思がないかよく確認をしておきましょう。

POINT 02 自身の経営状況を把握・見直すこと

- ・自身の農業経営状況がどのようになっているか？
（農業経営改善計画や決算書などにより把握）
- ・後継者が継承後も経営継続できる内容であるか？などを整理・検討することが重要です。

現経営者と後継者が協力して改善点や検討すべき内容を洗い出し、後継者が安心して経営を引き継げるように対策しましょう。

検討する際には、支援機関や専門家の助言を受けることも有効です。（農業経営・就農支援センターでは、内容に応じて税理士などの専門家の派遣ができます。※審査有り）

POINT 03 継承のスケジュール（経営継承計画）を整理すること

まずはじめに継承時期を決め、それまでに何が必要かを洗い出し、対応しましょう。必要となる手続きは支援機関の助言を参考にしながら検討しましょう。

- 例** 【お試し期間や研修期間】
いつからいつまで？その間の資金や住居は？
- 【栽培技術】
現経営者が指導？別の研修先で習得？
- 【機械や施設などの資産】
いつ、どのような方法で継承する？
補助事業を活用した資産の手続きはいつ行う？
- 【販路】
引き継ぐ？新たに開拓？
- 【資金】
後継者の資金調達は？金融機関への手続きは？
譲渡額や賃借料などの設定は？
- 【農地】
賃借？譲渡？手続きは？
- 【認定や支援事業】
活用する事業・制度は？手続きは？
- 【経営内容の改善等】
経営状況の改善をいつから、どのように行っていく？
（単収向上や規模拡大、労力確保など）

POINT 04 移譲者・後継者が互いに尊重し話し合うこと

親族内・第三者いずれの継承も、互いの意見を尊重しつつ、包み隠さずに話し合いをしましょう。

それぞれの意見をよく聞き、理解し合いながら進めていくことが大切です。

継承後、現経営者が経営に口出しをしすぎてしまうこと、後継者が栽培管理はしているものの経理や作付計画は現経営者が引き続き対応しているということがよくあります。

現経営者は、継承後は遠くから見守り、ときに助言するなど後継者を育成する姿勢が重要です。また、後継者は、自身が経営主であるという自覚をもち、少しずつ経験しながら学んでいく姿勢が重要です。

農業経営・就農支援センターの支援事例

① 畜産経営の親族内継承（親→子）

【相談内容】（相談者：現経営者）

子どもが勤務先を退職し、親の経営を引き継いで就農を考えている。活用できる支援策や資産の継承方法について助言がほしい。

【支援内容】（相談～継承実現までの期間：約半年）

市町村や県農林事務所が活用できる支援策や営農計画について助言。農業経営・就農支援センターより税理士を派遣し、資産の移行方法や資産評価方法等について助言。

支援後、子が経営を継承し認定新規就農者となり就農して経営開始した。

② 果樹経営の第三者継承（農家→新規就農者）

【相談内容】（相談者：後継者）

離農する予定の農家から経営を引き継いで新規就農したいが、内容が口約束になっており不安。どのように対応していけばよいか支援がほしい。

【支援内容】（相談～継承実現までの期間：約5か月）

市町村や県農林事務所が活用支援策や営農計画について助言。農業経営・就農支援センターより行政書士を派遣し、当事者だけでなく現経営者の家族を含めて複数回打合せした。継承の内容をすり合わせ、継承に係る内容（資産の継承方法や離農した場合の対応など）を书面化し、協定書や覚書として締結を支援。

支援後、相談者が認定新規就農者となり就農して経営開始した。

③ 花き経営の第三者継承（法人経営主→従業員）

【相談内容】（相談者：現経営者）

後継者がいないため、第三者である従業員へ法人経営を継承したい。必要な手続き等を知りたい。

【支援内容】

すでに現経営者と従業員での合意形成は済んでいたため、市町村や県農林事務所、顧問税理士とともに打合せし、農地や資産の継承方法を助言。支援後、継承に向けて手続き中。

農業経営・就農支援センターなどの支援機関が実施する支援の流れ

1 相談内容の聞き取り / 経営状況・家族構成等の把握

関係する支援機関を交えながら、現経営者の経営状況や家族の構成、継承に向けた考えや支援してほしいと考えている内容を聞き取ります。

（2以降は、相談者の状況や支援を希望する内容に合わせて対応します。）

2 課題の洗い出し / 継承に係る相続人の同意確認 / 資産リストの整理 / 後継者への条件等の整理

継承に係る課題を洗い出すとともに、継承への考え方について、家族（特に法定相続人）の同意が得られていることを確認します。継承時期や継承する資産などを整理します。第三者継承の場合は、後継者への条件などについても整理します。

3 現経営者と継承希望者とのマッチング支援 ※第三者継承の場合

現経営者の条件に合うような継承希望者が現れた場合は、両者の顔合わせや継承条件のすり合わせの支援を行います。（継承希望者がすぐに現れるとは限らないことをご理解ください。）

4 継承に向けたスケジュール整理（経営継承計画作成など） / 専門家等による助言 / 農地や認定関係の手続きへの助言

現経営者が継承希望者へ経営継承するまでの計画作成を支援します。

例：互いの性格や価値観をすり合わせるためのお試し期間や研修期間の設定、技術の継承をいつからどのように行うか、開業届・農地賃借・認定新規就農者などの手続き時期など

内容により、農業経営・就農支援センターで登録している専門家の助言支援を含めて継承方法を検討することができます。

例：税務面や法人化などを踏まえた継承方法や第三者への資産継承に係る助言 ⇒ 税理士派遣
経営改善を含めた継承への助言 ⇒ 中小企業診断士派遣
労務改善を含めた継承への助言 ⇒ 社会保険労務士派遣

※専門家の派遣には農業経営・就農支援センター内の審査が必要となります。

※特に第三者継承時の譲渡金額などの決定については、最終的には当事者同士での話し合いにより決めることとなります。専門家や支援機関が決定するものではないことをご理解ください。

5 現経営者と後継者間での継承に係る協定書・覚書等締結に係る支援 ※第三者継承の場合

現経営者と後継者で決定した継承に係る事項を協定書や覚書として締結する支援を行います。

（口約束になってしまうと、のちにトラブルに発展する可能性があるため、継承に関して決定した内容を書面化し、互いに署名して締結することをおすすめしています。状況に応じて、行政書士などの専門家の助言を踏まえながら締結支援を実施しています。）

6 ①～⑤の内容を元に相談者が主体となりながら対応、関係機関でバックアップ

経営継承計画などにに基づきながら、継承までの経過を支援機関がバックアップします。継承後も、経営の確立や発展に向けた助言支援などを実施します。

*現在の進捗状況や支援してほしい内容を整理するための資料としてご活用ください。
支援機関に相談する際に事前に記入して持参いただけますと相談内容の把握などが容易になります。

福島県農業経営・就農支援センター・県農林事務所へ 農業の経営継承のご相談をいただき皆さまへ

令和7年3月

福島県農業経営・就農支援センター

農業の経営継承に係るご相談については、相談者の皆さまがどのような支援を希望されているか、聞き取りを踏まえながら対応いたします。

つきましては、<相談時の注意事項>をご確認の上、チェックをお願いします。また、フローチャートの内容により相談者の皆さまの状況や支援のご希望を確認しますので、該当箇所にチェックをお願いします。

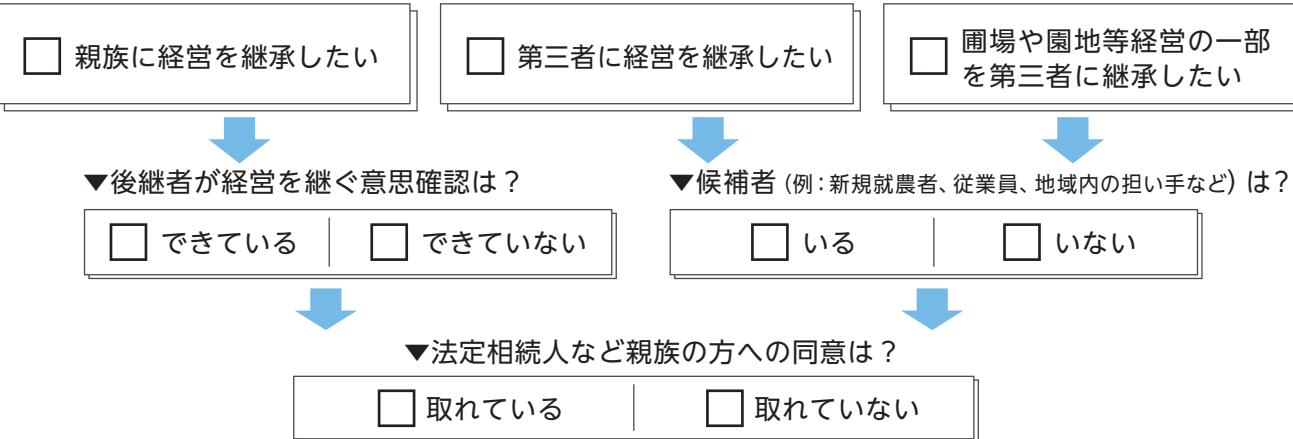
<相談時の注意事項>

- ※1：各種手続きは相談者ご本人（あるいは相談者が個人的に依頼した行政書士等の専門家）が主体的に対応いただくこととなります。支援センターが代行することはできません。
- ※2：第三者継承において、移譲者と継承希望者のマッチングにあたっては、相談者の個人的な情報に触れるケースが出てきますので、予め、「農業の経営継承に係る秘密保持誓約書」にサインの上、相談者以外の第三者へ絶対に個人情報が漏れないようにお願いします。
- ※3：相談への対応を進めていく中で、支援に入ることができない段階である場合や支援継続が難しい場合（相談者ご本人が主体的に動いていただけない、犯罪行為やハラスメント行為の発生等）は相談対応を打ち切らせていただくことがあります。

相談日（ 年 月 日）ご相談いただいている方の氏名・法人名（ ）

農業の経営継承についてのお考えはどれに近いですか？

Q1 現在、どこまで進んでいる状況ですか？



Q2 どんなことを相談したいですか？どんなことを支援してほしいですか？

- 継承の進め方・必要な手続きへの助言 （※第三者継承の場合）候補者の探索、マッチング支援
- （※第三者継承の場合）候補者との継承方法等内容のすり合わせの助言・支援

（別紙様式第3号）

*現在の経営内容や継承する内容を整理するための資料としてご活用ください。
支援機関に相談する際に事前に記入して持参いただけますと相談内容の把握などが容易になります。

経営移譲希望カード

整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日				
対応者（所属、役職、氏名）								
相談者氏名(法人は法人名、代表者名)		生年月日		年齢	性別			
				歳				
住所	〒							
連絡先	TEL		FAX		Email			
営農類型・作目	※作目例：稲作、露地野菜(キャベツ)、施設野菜(トマト)、果樹(みかん)、酪農、養豚など (作目等)							
移譲を希望する農地情報	※地目：田、畑、果樹園、採草牧草地 移譲方法：貸借、売買、贈与、その他、未定から選択							
	地目	面積(a)	所在地	移譲方法	地目	面積(a)	所在地	移譲方法
自己所有地								
借入地								
移譲を希望する農地以外の資産の情報	※トラクター○台、ハイブハウス○棟、肥育牛○頭など(詳細は別紙様式第3-2号に記載するため、簡単な記載で構いません)							
	(資産名、数等)							
現在の売上規模	<input type="checkbox"/>	① 500万円以下	<input type="checkbox"/>	② 1,000万円以下	<input type="checkbox"/>	③ ~3,000万円以下	<input type="checkbox"/>	④ 3,000万円超
資本金額	所得(万円)		負債額(万円)					
各種認定状況	認定の種類		認定年月日					
経営移譲後の意向(経営参画等)	<input type="checkbox"/>	① 全てを引退	<input type="checkbox"/>	② 経営者が自立するまで経営に参画	<input type="checkbox"/>	③ 体力が続く限り経営に参画	<input type="checkbox"/>	④ その他
継承者への技術継承について	<input type="checkbox"/>	① 技術指導の対応可能	<input type="checkbox"/>	② 技術は他から学ぶことが前提	<input type="checkbox"/>	③ 現時点では未定	<input type="checkbox"/>	④ その他
継承予定者・希望者の有無	<input type="checkbox"/>	① 有	<input type="checkbox"/>	② 無				
※継承予定者・希望者有の場合 継承予定者・希望者の概要	① 氏名		② 家族構成					
	③ 栽培品目							
	④ 技術習得状況							
	⑤ 継承に係る話し合いの状況等							
	移譲希望時期	<input type="checkbox"/>	① 1~3年後	<input type="checkbox"/>	② 3~5年後	<input type="checkbox"/>	③ 5~10年未満	<input type="checkbox"/>
移譲者の家族構成と家族の同意	<input type="checkbox"/>	① 有	<input type="checkbox"/>	② 無	(家族構成及び同意済み人数)			
法人経営における意思決定の状況	(総会や取締役会における決議の状況など)							
相談者が支援を求める内容及びその他特記事項								